

報告事項 6

第6回愛知県教育委員会教員表彰式の開催について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

平成24年10月15日

教 職 員 課

愛知県の誇る優秀教員を表彰します！

～第6回愛知県教育委員会教員表彰式開催～

第6回愛知県教育委員会教員表彰式を下記のとおり開催します。

この表彰は、平成19年度から学校教育において、創意・工夫にあふれ特色ある教育活動を実践し、顕著な成果をあげ他の模範となる教員を表彰することにより、教員の意欲高揚と資質向上及び学校の活性化を図るため、実施しているものです。

記

1 日 時

平成24年10月17日（水） 午後3時から4時まで

2 会 場

愛知県庁本庁舎 2階 講堂

3 主 催

愛知県教育委員会

4 来 賓

愛知県都市教育長協議会副会長、愛知県町村教育長協議会長、愛知県立高等学校長会理事長、愛知県小中学校長会副会長、愛知県国公立幼稚園長会長

5 被表彰者数

101人（幼稚園関係1人・小中学校関係70人・県立学校関係30人）

6 表彰方法

愛知県教育委員会教育長から表彰状を授与

7 表彰要件の概要

教職経験年数が10年以上あり、かつ、年齢が35歳以上の者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 創意工夫ある教育活動により、顕著な成果をあげた者
- (2) 使命感を持って教育活動の改善に取組み、信頼が厚い者
- (3) 地道な教育活動を継続して行い、他の模範となる者

8 配付資料

- (1) 愛知県教育委員会教員表彰実施要綱
- (2) 主な受賞者の紹介
- (3) 受賞者名簿（表彰次第、受賞者、実践内容等）

【参 考】

被表彰者の状況

区 分	候補者数	被表彰者数	表彰該当項目（表彰要綱第2条）		
			1	2	3
幼稚園	3	1	0	1	0
小学校	40	36	6	20	10
中学校	41	34	7	20	7
高等学校	48	23	4	14	5
特別支援学校	20	7	0	4	3
合 計	152	101	17	59	25

（備考）表彰該当項目

- 1 創意工夫ある教育活動により、顕著な成果をあげた者
- 2 使命感を持って教育活動の改善に取り組み、信頼が厚い者
- 3 地道な教育活動を継続して行い、他の模範となる者

各被表彰者の表彰該当項目については名簿に記載

愛知県教育委員会教員表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、優れた教育活動に取り組む教員を表彰することにより、県内の公立学校及び公立幼稚園の教員の意欲を高め、資質能力の向上に資することを目的とし、愛知県教育委員会が行う表彰の実施について必要な事項を定める。

(被表彰者)

第2条 被表彰者は、愛知県立の高等学校及び特別支援学校の教員並びに市町村（名古屋市を除く。）立の小学校、中学校とその他の学校に勤務する愛知県教育委員会に任命権が属する教員並びに市町村（名古屋市を除く。）立幼稚園教員であつて、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 現に管理職ではない教員であり、推薦年度の4月1日現在において、教職経験が10年以上あり、かつ、年齢が35歳以上の者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 創意工夫ある教育活動により、顕著な成果をあげた者
 - イ 使命感を持って教育活動の改善に取り組み、信頼が厚い者
 - ウ 地道な教育活動を継続して行い、他の模範となる者
- (3) 県立学校（豊橋市立豊橋高等学校、瀬戸市立瀬戸養護学校及び豊田市立豊田養護学校を含む。）においては校長、幼稚園、小学校及び中学校においては市町村教育委員会教育長の推薦が得られた者

(表彰選考会議)

第3条 表彰の適正を期するため、表彰選考会議を設置する。

- 2 表彰選考会議には、会長、副会長及び委員を置く。
- 3 表彰選考会議の委員は、愛知県教育委員会教育長が命ずる。会長は教育次長、副会長は管理部長をもって充てる。
- 4 表彰選考会議は、被表彰者の選考を行う。

(被表彰者の決定)

第4条 校長又は市町村教育委員会教育長から愛知県教育委員会に推薦された者のうち、校長又は市町村教育委員会教育長の作成した推薦書に基づき、表彰選考会議の選考を経て、愛知県教育委員会教育長が決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、愛知県教育委員会教育長が表彰状を授与することにより行う。

2 表彰は毎年1回行うこととする。

(庶務)

第6条 愛知県教育委員会教員表彰に関する庶務は、愛知県教育委員会教職員課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、愛知県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。